

社会福祉施設における クラスター（集団発生）サーベイランスについて

I～IVについてご協力をお願いいたします。

I 平素から、利用者及び職員等が新型コロナウイルス感染症の症状を発症した時は、直ちに、かかりつけ医や嘱託医等に受診するよう勧奨してください。

II また、利用者やその保護者等に対しては、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には速やかに施設に連絡するよう周知してください。



III 下記に該当する場合、社会福祉施設の管理者は保健所に連絡してください。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

IV 保健所は、感染拡大防止を目的とし、必要に応じ、施設を対象として積極的疫学調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。
※ウイルス検査の実施等については、現在検討中です。

保健所への情報提供等にご協力をお願いします。

東京都福祉保健局